

特定非営利活動法人 ぴっぴ 保育ルーム ぴっぴ 保育契約書

保護者氏名 _____（甲）と特定非営利活動法人 ぴっぴ（乙）は、
乙が運営する 保育ルーム ぴっぴ（丙）の提供する保育について、以下のように契約します。

- (1) 保育を受ける子どもの名前： _____（丁）
- (2) 保育を提供する施設・場所について
名称・所在地： 保育ルームぴっぴ（神戸市西区竹の台6丁目1-1 ジオ西神中央1F）
設置者： 特定非営利活動法人ぴっぴ 理事長： 山口紀美子
その他、丙の管理下で保育実施のために利用する施設、公園等
- (3) 保育サービスの内容： 毎日保育・一時保育・グループ保育・給食
運営時間： 月曜日～金曜日 8：00～18：00（土日・祝日、盆・年末年始休みあり）
- (4) 料金について：「保育ルームぴっぴ保育料金表」の通りに定めるものとします。
- (5) 保育契約有効期間
登録日から年度末日（3/31）まで。 20 年 / ~20 年 3 / 31
- (6) 賠償責任について：万一、乙の運営に起因する事由により怪我や損害事故が発生した場合、乙は加入する損害保険ジャパン株式会社の賠償責任保険の約款に従って補償をします。
- (7) 車での送迎について：事故やトラブルにつきましても、乙は一切の責任を負いません。
- (8) 健康管理について：甲は、丁の登園前の体温と体調の観察をし、連絡帳に記載します。丁は、体温が37.5度以上の場合や、酷い咳・下痢など感染症が疑われる場合は、保育を受けられません。丙は、保育中に丁の体調に変化がある場合は、甲に連絡し対応を求めます。
- (9) 緊急時の対応について：丙は保育中に丁の身体に急変が生じた場合、又は必要があると判断した場合は、予め甲が指定した緊急連絡先に連絡すると共に、速やかに協力医（浅野医院：神戸市西区竹の台2-19-2）又は、救急病院にて受診するなど、必要な措置を講じます。
- (10) 相談や苦情等について：本契約書に記載されている内容以外で、双方に疑義等が発生した場合は、甲・乙協議し、解決をはかるものとします。
- (11) 個人情報について：法令に基づき、適正に取り扱うものとします。
- (12) 本契約の締結にあたり、乙は甲に対して「利用のしおり」「保育料金表」「個人情報の取り扱いについて」「福利厚生サービス利用についてのお知らせ」「感染症回復後の登園について」「当園での与薬について」について提示・説明をし、甲はその内容を了承したものとします。

内容を承認した上で、保育契約を締結します。

契約日： 20 年 月 日

(甲) 保護者氏名： _____
住所： _____

(乙) 特定非営利活動法人 ぴっぴ 理事長 山口 紀美子 印
住所： 神戸市西区竹の台6丁目1-1 ジオ西神中央1F